

災害により、屋根等に被害を受けた住宅に対し、ブルーシートの展張の修理等について自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

- 対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。
- ※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。カメラがない場合スマホで構いません。必ず写真を撮影してください。
- ※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。
- 期間：災害発生の日から1か月以内（令和7年10月4日まで）
- ※10日以内（令和7年9月14日まで）から期間が延長されました。
- 支援内容：上限5万3900円以内
指定登録業者によるブルーシート展張等の修理の提供
- 申込方法：指定登録業者へ直接連絡し、依頼してください。
- ※住宅の緊急修理制度を使うことをお伝えください。

<留意点>

- ・ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・ 修理前、修理後の写真が必要です。指定登録修理業者に撮影を依頼しましょう。